

余裕期間制度について

令和8年4月1日

上下水道局総務課

上下水道局では、公共工事の発注時期の平準化による建設業者の経営の効率化及び工事の品質確保等を目的に、ゼロ債務負担行為を活用する余裕期間制度を導入し、公共工事の発注を行っています。

余裕期間とは、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行なうことができる期間です。

1 対象工事について

対象工事は、ゼロ債務負担行為を活用した工事とし、入札公告において「余裕期間制度活用工事」であることを示すとともに、契約図書に「余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）に関する特記仕様書」を添付して契約を締結します。

※「ゼロ債務負担行為」とは、債務負担行為を設定する年度の支出額をゼロとし、全額を翌年度以降の支出とするものをいいます。

2 余裕期間について

余裕期間の設定は発注者が工事開始日を着工日としてあらかじめ指定する「発注者指定方式」とします。

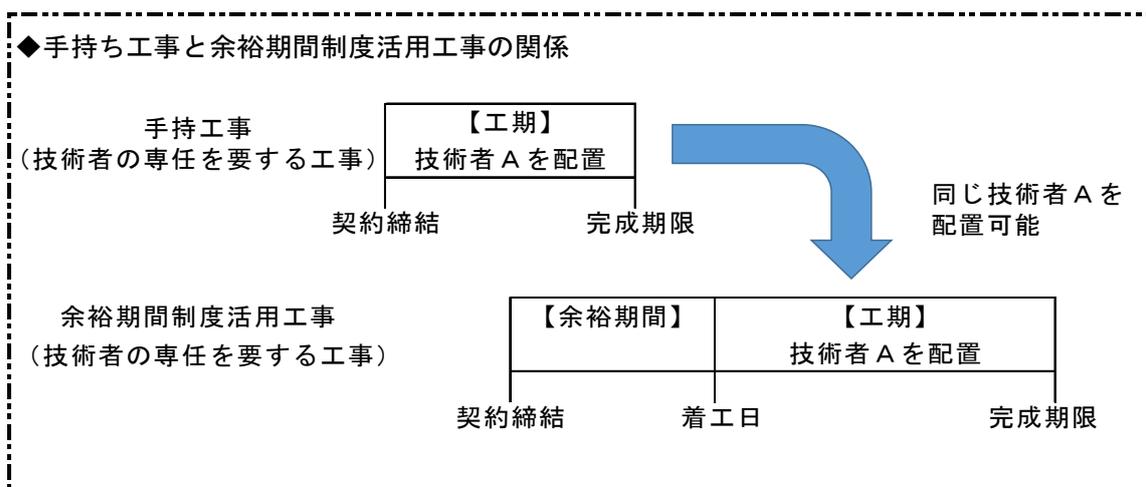
契約日	着工日	契約工期
 【余裕期間】 <ul style="list-style-type: none">・技術者等の配置を要しない。・工事着手不可・前払金の請求不可・現場への資材等の搬入不可・工程表提出	 【実施工期】 <ul style="list-style-type: none">・技術者等の配置を要する期間（他の工事に専任配置されていないことを確認する。）・工事着手可能・前払金の請求可能・現場への乗り込み可能・コリンス登録期間	

3 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置を要しません。

入札参加資格で求める監理技術者等の配置要件については、着工日以降に適用するものとしますが、開札後に資格等を審査し、落札者を決定します。

対象工事が技術者の専任配置を要し、かつ配置予定の技術者が別の工事に従事している場合は、着工日までに必ず当該工事が完了することを確認の上、配置してください。



4 現場代理人の常駐について

余裕期間内は、工事請負契約約款第 10 条に定める現場代理人の常駐を要しません。

6 その他

(1) 余裕期間における準備等について

余裕期間は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、書類作成等を行うことができますが、資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等はできません。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うこととなります。

(2) 契約保証金の取扱いについて

契約保証の保証期間については、余裕期間を含めた契約期間を満たすことが必要です。

(3) 技術者等が配置できない場合

着工日において、工事請負契約約款第 10 条に定める技術者等を配置できない場合は、建設業法等に違反するため、契約を解除することがあります。